

2020年12月28日

小池百合子東京都知事殿  
吉村憲彦福祉保健局長殿

希望のまち東京をつくる会  
代表 宇都宮健児

## 要請書

新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの人々が仕事を失い、住まいを失うなどして生活に困窮し生存が脅かされています。特に年末年始はこのような人々が急増するおそれがあります。人々の生存が脅かされる中で、生存権を保障した憲法25条を具体化した生活保護制度は生活に困窮する人々の生存を守る「最後のセーフティネット」として、ますます重要な制度となってきました。ところが、わが国では生活保護を利用する権利のある人のうち現に生活保護を利用している人の割合（捕捉率）は、2割程度にとどまっています。

厚生労働省は12月22日から必要な人は生活保護の利用を相談するように促す異例のメッセージをホームページ（HP）に載せています。そこで私たちは、年末年始における生活困窮者の生活保護の利用問題、住まいの確保問題に関し、東京都に対し、以下のとおり要請致します。

## 要請事項

1. 東京都も厚生労働省にならい東京都のホームページ（HP）の中で生活保護の積極的利用を促すメッセージを掲載するとともに、小池百合子都知事が連日行っている記者会見の中で生活保護の積極的利用を訴えること。その他、東京都は生活保護の積極的な利用を促す広報、宣伝に努めること。
2. 年末年始いくつかの区で福祉事務所の相談窓口を開設する動きがでてきているが、東京都はこの動きを23区、26市、5町、8村の全都で福祉事務所の相談窓口を開設するよう指導すること。
3. 生活保護利用相談の急増に備え、ケースワーカーを大幅に増員するなど都内の福祉事務所の相談体制を抜本的に強化すること。
4. 生活保護の利用を申請する人に関し、生活保護の利用をためらわせる最大の要因の一つとなっている扶養義務者への扶養照会を行わないよう、都内の福祉事務所に徹底させること。また、同様に生活保護の利用をためらわせる要因の一つとなっている無料低額宿泊所（無低）への入居を申請条件としないよう、都内の福祉事務所に徹底させること。
5. 「TOKYOチャレンジネット」が年末年始の対策として行っている一時宿泊所としてビジネスホテルを提供する期間（現在の予定では来年1月19日まで）と入居者が入居できる期間を更に延長させること。
6. 都営住宅の使用承継制度の要件を緩和させること（例えば単身60歳未満の承継者も使用承継を可能とするなど）。